

ロマンスカー@クラブ会員規約（2023.6.1）

（総則）

第1条 この会員規約は、小田急電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「小田急ロマンスカー@クラブ」の会員を対象とするサービス（以下「本サービス」といいます。）の加入条件および利用条件を定めるものです。この会員規約に定めていない事項については、当社の旅客営業規則等に定めるところによります。

（用語の定義）

第2条 この会員規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

(1)「会員」とは、この会員規約を承認のうえ本サービスのウェブサイトにおいて入会申込みをいただき、当社が入会を承諾したお客さまのことをいいます。

(2)「窓口」とは、当社全駅の出札窓口および小田急旅行センターのことをいいます。ただし、各窓口により開設時間は異なります。

(3)「券売機」とは、当社全駅に設置されている自動券売機のことをいいます。

(4)「情報端末」とはパソコン、タブレット端末、スマートフォン等、インターネット閲覧が可能な状態である機器のことをいいます。なお、3G（第3世代移動通信システム）を用いた電話機等では本サービスのご利用はできません。

(5)「ログイン」とは、情報端末のインターネット閲覧機能を用いて本サービスのシステムに接続することをいいます。

(6)「電子特急券」とは、当社が運行する特別急行列車（以下、「特急列車」といいます。）の特別急行券（以下、「特急券」といいます。）のうち、本サービスのシステムに接続して購入することにより当社のサーバー上に記録された電子情報上の特急券のことをいいます。

(7)「チケットレス特別急行料金」とは、本サービスより電子特急券を購入する際に適用される料金のことをいいます。

(8)「特別急行料金」とは、本サービス以外（窓口や券売機など）により特急券を購入する際に適用される料金のことをいいます。

(9)「特急ポイント」とは、本サービスを利用して会員が購入する電子特急券の料金を支払うためのポイントのことをいいます。

(10)「係員」とは、当社、箱根登山鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社および東海旅客鉄道株式会社の係員のことをいいます。

(11)「小田急ポイント」とは、小田急ポイントカードをお持ちのお客さまが小田急ポイントサービス加盟店でポイントを貯めて使えるポイントのことをいいます。

(12)「小田急カード」とは、当社で発行された OP クレジットカードおよび OP ポイント専用カード（カードタイプ、デジタルタイプ）のことをいいます。

(会員が享受できるサービス)

第3条 会員は、次の各号のサービスを受けることができます。

- (1) ログインして電子特急券の予約および購入をすること
- (2) 電子特急券の購入代金を特急ポイントにより決済すること
- (3) 窓口または券売機で特急券を受け取ることなく、購入した電子特急券により、指定の特急列車へ乗車すること

2 本サービスは、(過去または将来を問わず) 全ての情報端末およびパソコンに関して動作を保証するものではなく、会員が利用する情報端末およびパソコンの機種によっては、前項のサービスの全部または一部を利用できないことがあります。

(入会申込み時の取扱い)

第4条 本サービスへの入会申込みは、この会員規約を承認のうえ、本サービスのウェブサイトより所定の入会申込みを行うものとします。

2 入会申込み時点において、12歳未満または小学生の方は会員となることはできません。

3 当社は、入会希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、入会の承諾をしないことがあります。

- (1) すでに入会されている場合
- (2) 入会申込みにあたり、虚偽の入力または著しい誤入力があった場合
- (3) 過去に、本サービスまたは従前の「小田急ロマンスカー@クラブ」の会員資格が停止・退会扱いとなっていた場合
- (4) 過去に、本サービスまたは従前の「小田急ロマンスカー@クラブ」の利用に際し不正行為を行っていた場合
- (5) その他、入会を認めることが不適切であるか、または入会を認めることで本サービスの提供に支障が生じるおそれがある場合

(会員番号)

第5条 当社は、会員1名に対し1個の会員番号を発行し、登録します。

2 会員は、発行された会員番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

3 会員番号は、会員本人のみが利用できるものとし、会員以外の第三者に利用させることはできません。会員番号が第三者により使用された場合、会員は当該使用により生ずる一切の債務について支払の責を負うものとします。

4 会員は、会員番号を忘失した場合、すみやかに本サービスのウェブサイトより所定の会員番号再発行の手続きを行うものとします。

(パスワード)

第 6 条 お客さまは、会員の入会申込み時に会員のパスワードを登録します。登録するパスワードは、4 桁から 8 桁の任意の数字を設定するものとします。ただし、連続した同一数字または生年月日等、他人に推測されやすいパスワードは登録できません。

2 会員は、パスワードを他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。登録されたパスワードが第三者により使用された場合、会員は当該使用により生ずる一切の債務について支払の責を負うものとします。

3 会員は、パスワードを忘失した場合は、すみやかに本サービスのウェブサイトより所定のパスワード再発行の手続きを行うものとします。

4 会員が、ログインして所定の操作を行う際に、パスワードを誤って入力し、かつ誤入力がある一定の回数に達した時は、以後翌日の本サービス開始時刻までの間、本サービスの利用ができなくなることがあります。

5 第 3 項の場合、当社は所定の手続きにより会員のパスワードを再登録します。

（会員資格の抹消）

第 7 条 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、事前に通知することなく、会員資格を抹消することができます。

(1) 会員が第 26 条各号に定める禁止行為を行った場合その他この会員規約に違反した場合

(2) 届出内容に虚偽があった場合

(3) 本サービスまたは会員番号・パスワード等を不正に使用した場合

(4) 会員が死亡その他の理由により権利能力を失った場合

(5) 前各号のほか、会員として不適切であるまたは当社による本サービスの提供に支障が生じるおそれがある場合

2 会員資格が抹消された場合、会員は本サービスを受けるすべての権利を失います。その場合、当社は、会員に特急ポイントの払いもどしを行わないことがあります。また、当社は、会員資格の抹消により生じた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

（特急ポイント）

第 8 条 会員は、窓口および券売機における所定の手続きにより特急ポイントを現金で積み立てること（以下、「現金積立」といいます。）ができます（一部取扱いできない券売機があります）。また、ログインし所定の手続きによりクレジットカードでの積み立て（以下、「クレジット積立」といいます。）や小田急ポイントでの積み立て（以下、「小田急ポイント積立」といいます。）ができます。

2 特急ポイントは、1 円を 1 ポイントに換算します。

3 1 回の手続きまたは操作による特急ポイントの積立限度は 10,000 ポイント(10,000 円)

とし、積立合計の限度は 20,000 ポイント (20,000 円) までとします。ただし、積立合計の限度は、現金積立、クレジット積立および小田急ポイント積立の合計金額となります。

4 特急ポイントの積立単位は、窓口および小田急ポイントでの積立は 10 ポイント (10 円) 単位、その他での積立は 1,000 ポイント (1,000 円) 単位とします。

5 会員が、クレジット積立を行う際、セキュリティコードを誤って入力し、かつ誤入力が一定の回数に達した時は、以後クレジット積立ができなくなることがあります。

6 特急ポイントに利息はつきません。

7 特急ポイントの残高については、ログインにより確認することができます。

(クレジットカードの登録・削除)

第9条 会員は、ログインし所定の操作を行い、自己が保有するクレジットカード（登録された会員の氏名と同一の名義のものに限る）に関する必要事項を登録すること（以下、「クレジット登録」といいます。）により、特急ポイントをクレジットカード決済により積み立てることができます。

2 クレジット登録に必要な事項は、カード番号、有効年月、セキュリティコードです。

3 会員は、クレジット登録の削除を、ログインし所定の操作により行うことができます。

4 会員が、前項によりクレジット登録の削除を行った場合、当社はクレジットカードにより積み立てた特急ポイントの残高を、会員がクレジットカード会社に登録した金融口座にクレジット登録の削除を行なった日から次々回の口座振替日までに払いもどします。ただし、クレジットカード決済により積み立てた特急ポイントでも、次の各号のいずれかに該当する場合、現金積立ポイントに振替えられます。

(1) 会員がクレジットカード会社に登録した金融口座が、事由の如何を問わず、払戻しに使用できない場合

(2) クレジットカード決済により積み立てた特急ポイントの残高が、最後にクレジットカード決済により積み立てた特急ポイントより大きい場合

(3) 最後のクレジットカード決済による特急ポイントの積み立てから、6 ヶ月が経過した場合

5 クレジット登録可能なクレジットカードのブランドは、OP クレジット、VISA、マスターカード、JCB、アメリカンエクスプレス、ダイナースクラブの 6 ブランドです。

6 会員は、本サービスの利用に関連してクレジットカード会社との間で生じた紛争を、自己の責任と費用において解決するものとし、当社に何等の迷惑も及ぼさないものとします。また、当社は、かかる紛争に関連または起因して会員に生じた損害については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

7 会員とクレジットカード会社との間の紛争に関連または起因して当社が損害を被った場合、会員は、かかる損害について当社に賠償する責任を負うものとします。

8 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に事前に通知することなく、ク

レジット登録を抹消またはクレジットカードによる特急ポイントの積み立てを一時的に中止することができるものとします。

- (1) 当社がクレジットカード発行会社より、クレジットカード登録されたクレジットカードについて無効扱いの通知を受けた場合
- (2) 当社がクレジットカード発行会社より、クレジットカード登録されたクレジットカードについて不正使用等の通知を受けた場合
- (3) その他当社が本サービスの運営上必要と判断した場合

(お客さま番号の登録・変更・削除)

第10条 会員は、ログインし所定の操作を行い、自己が保有する小田急カードに登録されている情報を登録（以下、「お客さま番号登録」といいます。）したうえで、窓口で当社所定の申込書を提出し、かつ本人であることが確認できる、パスポート、運転免許証または学生証等当社が認める証明書（顔写真があるもの）を呈示すること（以下、「本人確認の手続き」という）により、特急ポイントを小田急ポイントで積み立てることができます。

2 お客さま番号登録に必要な事項は、お客さま番号、お名前、生年月日、電話番号です。

3 会員は、ログインし所定の操作を行うことによりお客さま番号登録の変更を行うことができます。ただし、変更後に特急ポイントを小田急ポイントで積み立てる場合には、あらためて窓口で本人確認の手続きを行う必要があります。

4 会員は、窓口で当社所定の申請書を提出し、かつ本人確認の手続きを行うことにより、当社に対し本サービスに登録されているお客さま番号の削除を申請することができるものとします。

5 当社が、前項によりお客さま番号登録の削除を行った場合、小田急ポイント積立による特急ポイントの残高は、引き続き本サービスで特急ポイントとしてご利用いただけるものとします。

(会員の退会)

第11条 会員は、窓口で当社所定の申請書を提出し、かつ本人確認の手続きを行うことにより退会できるものとします。

2 当社は、会員の退会時には、特急ポイントの残高を第8条第2項に定めるレートで円に換算のうえ、次の各号により払いもどします。

(1) 現金により積み立てした特急ポイントの残高は、窓口で現金にて払いもどします。

(2) クレジットカード決済により積み立てした特急ポイントの残高は、会員がクレジットカード会社に登録している金融口座に退会の日から次々回の口座振替日までに払いもどします。ただし、クレジットカード決済により積み立てした特急ポイントでも、次の各号のいずれかに該当する場合、現金積立ポイントに振替えられます。

ア 会員がクレジットカード会社に登録した金融口座が、事由の如何を問わず、払戻しに使

用できない場合

イ クレジットカード決済により積み立てた特急ポイントの残高が、最後にクレジットカード決済により積み立てた特急ポイントより大きい場合

ウ 最後のクレジットカード決済による特急ポイントの積み立てから、6ヶ月が経過した場合

(3) 小田急ポイントで積み立てた特急ポイントの残高は、会員が登録している小田急ポイントの管理システムへ退会の翌日までに払いもどします。ただし、小田急ポイントで積み立てた特急ポイントでも、本システムよりお客さま番号が削除されている場合、特急ポイントは失効されます。

(取扱い時間)

第12条 本サービスの取扱い時間は、午前4時から翌日午前2時までです。

(電子特急券の予約・購入)

第13条 本サービスによる電子特急券の予約・購入の取扱いは次の各号のとおりとします。

(1) 予約可能期間は特急列車の乗車日1ヶ月前の10時から乗車特急列車の発車時刻の45分前までとします。ただし、「展望座席」(前展望席、後展望席)については予約不可とし、購入のみ可能とします。

(2) 購入可能期間は特急列車の乗車日1ヶ月前の10時から乗車特急列車の発車時刻までとします。

(3) 予約内容の保持期限は次の各号のとおりとし、購入手続きを行わないまま保持期限を経過した場合、自動的に予約は取消されるものとします。

ア 乗車日の8日前までの予約は、予約日を含め8日以内

イ 乗車日の7日前から予約可能期限までの予約は、発車時刻15分前まで

(4) 一度に取扱いできる人数は、4人までです。

(5) 同一日で発駅または着駅が同じ列車の予約・購入はそれぞれ1列車までとします。ただし、同一日であっても取扱った予約が自動取消された場合または購入した特急列車の発車時刻を過ぎた場合は再取扱いが可能です。

(6) 座席番号の指定は、座席を選択できるマップ(以下、「シートマップ」といいます。)により行うことができます。ただし、座席番号の指定についての取扱いは次の各号のとおりとします。

ア 指定できる座席は、シートマップで選択できる座席のみとします。

イ 座席番号の指定可能期間は、電子特急券を予約する場合は乗車特急列車の発車時刻の45分前まで、購入する場合は乗車特急列車の発車時刻の3分前までとします。

ウ 複数の利用者が同時に同じ座席を選択した時、その他座席の確保がシステム上で正常に処理されなかった場合は、選択した座席を確保しないことがあります。

(7)「号車指定」、「通路側席を優先」または「窓側席を優先」を選択した場合、空席の状況によりご希望と異なる座席を確保することがあります。ただし、「窓側席を指定」を選択し窓側席が確保できない場合は座席を確保しません。

(8) 東海旅客鉄道株式会社御殿場線発着（松田駅を除く）の特急券の取扱いはしません。

（電子特急券の効力）

第 14 条 電子特急券は、本サービスのシステムのサーバー上に記録された電子情報の内容に限って効力を有します。

2 会員は、ログインして電子特急券の内容を情報端末に表示させることにより電子特急券を利用しますが、係員から呈示を求められたにもかかわらず、電子特急券の内容を呈示できなかった場合、電子特急券利用者は、車内特別急行料金（メトロ線に連絡する区間を乗車した場合には 450 円、その他の場合は 350 円を、特別急行料金に加算した額。）を支払わなければならないとします。ただし、乗車日より 1 年以内に、車内にて発行された特急券を当社窓口を持参し、本システムでの購入事実が確認された場合に限り、当社は利用者に対し、車内特別急行料金を払いもどします。

3 前項による実際乗車区間に対する車内特別急行料金は、現金で収受します。

（チケットレス特別急行料金の適用）

第 15 条 本サービスにより購入された電子特急券はチケットレス特別急行料金が適用されます。ただし本サービスで予約した電子特急券を窓口にて購入手続きをした場合は特別急行料金が適用されます。

（電子特急券が無効となる場合）

第 16 条 電子特急券は、次の各号のいずれかに該当した場合、効力を失います。

- (1) 電子特急券の画面表示等を改変して使用したとき
- (2) その他電子特急券を不正に使用したとき

（契約の成立時期および適用規定）

第 17 条 本サービスに基づく旅客の運送等の契約は、会員がログインし所定の操作により電子特急券の購入の手続きを行った後、当社が座席番号等の情報を会員に配信した時に成立します。

2 前項による契約成立以降の本サービスにかかわる当社と会員との関係には、別段の定めがない限り、その契約が成立した時の旅客営業規則その他当社の規程が適用されるものとします。

（チケットレス特別急行料金の決済）

第 18 条 本サービスにより購入する電子特急券のチケットレス特別急行料金は、特急ポイントから引き落とすことにより決済します。

2 特急ポイントの残高がチケットレス特別急行料金に満たない場合、本サービスにより電子特急券を購入することはできません。

3 現金積立による特急ポイント、クレジット積立による特急ポイント、小田急ポイント積立による特急ポイントの残高がある場合、小田急ポイント積立による残高、クレジット積立による残高、現金積立による残高の順に引き落とします。

4 本サービスにより電子特急券を購入する場合、現金等の決済を併用することはできません。

(情報端末の携行と電子特急券の呈示)

第 19 条 会員は、電子特急券により指定の特急列車に乗車する場合、ログイン可能な情報端末を常に携行するものとします。

2 会員は、係員から特急券の呈示を求められた場合、ログインして情報端末に表示された電子特急券を呈示しなければなりません。

(電子特急券の変更)

第 20 条 電子特急券の変更(特急列車の変更、乗車区間の変更)は、電子特急券に指定された特急列車の発車時刻までの間において、変更後の特急列車に空席がある場合に限り可能です。回数の制限は次の各号に定めるとおりです。

(1) 同一の乗車日における変更の場合、変更の回数は制限しません。なお、同一の乗車日とは初電から終電までをいいます。

(2) 異なる乗車日への変更の場合、変更の回数は 1 回に限るものとします。なお、異なる乗車日とは同一の乗車日以外をいいます。

2 電子特急券の変更によりチケットレス特別急行料金に差額が生じる場合、不足額については特急ポイントから引き落とし、過剰額については特急ポイントに返却します。

3 電子特急券により乗車した特急列車の発車後、車内で乗車区間等を変更する場合、車内係員にお申し出いただき、その承諾を受け 1 回に限って区間または利用座席の変更をすることができます。ただし、同一特急列車に限り取扱います。(ログインではこの取扱いは不可)

4 前項により電子特急券の変更の取扱いをする場合は、すでに収受したチケットレス特別急行料金と実際乗車区間に対するチケットレス特別急行料金とを比較し、不足の場合は変更区間に対する特別急行料金を現金で収受します。ただし、同額の場合は収受せず、過剰額は払いもどしをしません。

(チケットレス特別急行料金の払いもどし)

第 21 条 購入した電子特急券（複数席の場合はその全部または一部）が不要になった場合は、指定された特急列車の発車時刻までの間において、ログインし所定の操作をすることにより、チケットレス特別急行料金の払いもどしができます。払いもどし金額は特急ポイントとして返却します。ただし、次項に定める払いもどし手数料が発生する場合は、手数料を差し引いた払いもどし金額を特急ポイントとして返却します。

2 電子特急券の払いもどし手数料は、特急列車の発車時刻より 15 分前までは無料とし、15 分以内の場合は 1 席につき 100 円とします。

3 前条第 1 項により変更の取扱いをした電子特急券の払いもどしをする場合は、最初に変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求のあった時刻とみなすとともに変更前の特急列車の発車時刻を基準として前項の手数料算定を行います。

4 電子特急券に指定された特急列車が運休等になった場合は、チケットレス特別急行料金全額またはその一部を自動的に特急ポイントとして返却します。この場合、返却に 2 日程度かかることがあります。

5 前項により特急ポイントを返却した場合、その旨を本サービスに登録されているメールアドレスにメールによりお知らせします。

（利用状況）

第 22 条 当社は、会員の請求により、会員が希望する月の特急ポイントの積み立て、電子特急券の購入その他所定の明細を、窓口において印刷してお渡しします。またログインにより同様の事項の履歴を参照することができます。いずれの場合も、当月から 13 ヶ月前まで取扱います。

（本サービスの利用にかかわる通信費用）

第 23 条 本サービスの利用にかかわる通信費用等につきましては、会員の負担とします。

（本サービスの中止・中断）

第 24 条 当社は、次の各号の場合、会員に通知することなく本サービスの提供を中止または中断することがあります。

- (1) 本サービスのシステムの保守を定期的または緊急に行う場合
- (2) 通信事業者およびプロバイダーの回線障害、システム障害等により本サービスの提供が困難な場合
- (3) 戦争、暴動、地震、火災、停電その他の非常事態が起きた場合
- (4) その他当社が本サービスの運営上必要と判断した場合

（当社の免責）

第 25 条 当社は、次の各号の損害等について当社に故意または重大な過失がある場合を除

き、責任を負わないものとします。

(1) 会員が本サービスの利用のために使用している情報端末およびこれらの通信事業者やプロバイダーの回線障害、システム障害等に起因した会員の損害等

(2) 第3条第2項に定める理由により本サービスが利用できなかったことによる会員の損害等

(3) 会員の故意・過失により、会員番号またはパスワードを第三者が使用したことに起因した会員の損害等

(4) 前条による本サービスの中止・中断に起因した会員の損害等

(禁止事項)

第26条 会員は、本サービスの利用にあたって次の各号にかかげる行為を行ってはならないものとします。

(1) 犯罪行為または犯罪に結びつく行為

(2) 事実に反する情報を登録もしくは送信する行為、または情報を改ざんもしくは消去する行為

(3) 本サービスの運営を妨げる行為。

(4) クレジットカード会社と会員との間の契約に違反し、そのクレジットカードを本サービスにおいて利用する行為

(5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為

(6) 法令もしくは公序良俗に違反し、または他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為

(7) 前各号に定める行為を助長する行為

(8) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為

(9) その他、当社が不適切と判断する行為

(個人情報の取扱い)

第27条 会員は、入会申込みにおいて、正確な個人情報を当社に提供するものとします。

2 会員は、当社に届け出た個人情報に変更が生じた場合、すみやかに所定の手続きにより当社に届け出るものとします。

3 会員は、当社が会員の個人情報（会員から提供を受けた個人情報や本サービスの利用履歴情報等）を、必要な保護措置を行ったうえで以下の目的のために利用することに同意するものとします。

(1) 本サービスの提供およびこれに伴う緊急連絡

(2) 本サービスにおける新規サービスの追加または本サービスに関連する情報の提供

(3) 本サービスの利用動向の統計分析

（会員規約の変更）

第 28 条 当社は、この会員規約（サービスの内容を含みます）を変更することができます。

2 当社がこの会員規約を変更する場合、変更の内容または変更された会員規約およびその効力発生時期を、事前に当社のウェブサイトに掲示して公表するものとします。

3 会員は、当社のウェブサイトでの掲出をもって会員への通知および説明とすることに同意するものとします。

（準拠法）

第 29 条 この会員規約および本サービスに伴い会員と当社との間で成立する契約に関する準拠法は、日本法とします。

（協議解決）

第 30 条 本サービスに関連して会員と当社との間で問題が生じた場合には、会員と当社の間で誠意をもって協議するものとし、協議によっても解決しない紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（会員規約の効力）

第 31 条 この会員規約は、2023 年 6 月 1 日より効力を有します。

以上